

教会と戦争～仙台東三番丁教会の場合～

川端純四郎

はじめに

私は日本史研究者でもなく、教会史家でもありません。聖書解釈学という方法論の分野の研究に信徒として携わってきました。また、実践的には、所属教会のオルガニストという責任から教会音楽の分野に関心を持ち続けてきました。しかし、当然のことですが、現代に生きるキリスト者として、歴史における教会の責任について、自分の生き方との関連の中で私なりに真剣に考えてもきました。父が牧師であったために「戦時下」の教会について、身近に経験したことが私の考えの出発点となりました。以下に述べることは、必ずしも学問的とは言えないかも知れませんが、そのような一人のキリスト者、キリスト教研究者の証言としてお聞きいただきたいと思います。

1. 「戦時下」の教会

(1) 戦争の名前

戦時下の教会について考える時の最初の問題は「戦争の名前」の問題です。「戦時下」と言うとき、何という名前の戦争を考えているのかによって以後の論旨はすでに大きく方向付けがなされてしまいます。

日本基督教団（以下「教団」と略します）のいわゆる「戦責告白」では「第二次大戦」となっています。これは、いわば無性格の抽象的名称と言ってよいでしょう。いちばん差し障りのない名前です。しかし、教会の戦争責任について考える場合には、かすかながら責任逃れのようなニュアンスが含まれています。なぜなら、歴史学の世界の用法としては「第二次大戦」は一九三九年のドイツによるポーランド侵攻から始まったとするのが通念になっているからです。そこには一九三一年の日本による「満州」侵略が世界大戦のそもそもの発端であったことについての責任回避が暗に含まれていると思われるのです。

次に一般的なものは「太平洋戦争」という名前です。これは大変危険な名称です。「あの戦争」の本質を太平洋を舞台とする日米戦争にあったとすることになるからです。「太平洋戦争」と言ってしまうと、当然、開戦は一九四一年ということになります。それでは、その前に、一九三一年から延々と行われていた中国大陸での戦争は無視されてしまうことになります。実際、現在の日本の子どもたちは、日本がアメリカと戦争したことは知っていても、中国と戦争したことは知らない子どもが多いのです。「太平洋戦争」というのはアメリカの命名です。アメリカから見れば、まさにあの戦争は「太平洋戦争」でした。しかし、日本にとっては、日米戦争は、一九三一年以来の大陸侵略戦争の最終段階だったはずで、その前段を無視して「太平洋戦争」という名前を使用することは、中国侵略戦争の責任を覆い隠すことにほかなりません。実際に、この名前は日本の戦後史において、まさにそのような役割を果たしてきました。

当事者である日本は、一九三一年に始まった戦争を「満州事変」、一九三六年に中国本土に拡大された戦争を「支那事変」、一九四一年からの日米戦争を「大東亜戦争」と呼んでいました。

すべて、現在では使用できない誤った命名です。「満州事変」「支那事変」は「事変」ではなく「戦争」でした。それを日本政府が勝手に「事変」と言い張ったのです。当時、すでに国際社会では「自衛戦争」以外の「戦争」は違法とされていました。勝手に「戦争」を始めた国には国際的な制裁が科せられる危険性がありました。日本政府は制裁を回避するために「戦争」と言わずに「事変」だと言い張ったのです。そのために正式の宣戦布告をしませんでした。現在では、この二つの戦争を「事変」とよぶことは許されません。

「大東亜戦争」という名前は、白人の植民地支配を打破して大いなる東アジア共同体を形成するための戦争だという意味です。残念ながら、これは事実ではありませんでした。白人を追い払ったのは事実ですが、かわりに日本が支配しただけの話で、アジア諸民族は激しい抗日闘争を展開しました。「大東亜戦争」の結果としてアジア諸民族が植民地からの解放と独立を入手したのは事実ですが、それは日本と共に実現したのではなく、白人に代わって支配者となった日本と戦って、日本を追放することによってアジアが勝ち取ったのです。「満州事変」「支那事変」「大東亜戦争」という名前は内実を反映していない誤った名称として、現在では使用不可能な名前です。

それでは、何と呼べばよいのでしょうか。研究者たちは、かなり以前から「一五年戦争」という名前を使っていました。一九三一年に始まって一九四五年に終わった「一続きの戦争」という意味だと思います。この名前なら、戦争は一九三一年に始まったのだということも、日米戦争がすべてではなく、一五年間一貫して戦った相手は中国であって、あの戦争の本質は日中戦争だったということも明らかになります。しかし、最近になって「一五年」という数え方は「足かけ」の数え方で、正確

には丸一三年と一ヶ月ですから、不正確な名前になるという
ことで急激に使用されなくなっています。それに代わって「ア
ジア・太平洋戦争」という名前が提唱されています。これは大
変正確な名前前で、まず日本のアジア侵略戦争があり、それが日
米の太平洋戦争に発展していったという経過も示されています
し、全体が一つの戦争であったことも明らかにされています。
私も、この名前に賛成です。

「戦時下の教会」とは「アジア・太平洋戦争下の教会」とい
うことです。戦争の名前をこのように選択することによって、
すでに「教会の責任」についての一定の視角が選択されていま
す。教会が生きてきた日本の近代史をどのように理解するのか
ということについての、一つの判断が前提されています。「大
東亜戦争下の教会」とか「太平洋戦争下の教会」と考える場合
には、別な歴史理解が前提されていることになります。本論に
入る前に、まずそのことを念頭に置いておきたいと思います。

(2) 「国民儀礼実施の件」

戦時下の教会が直面した問題は数多くありますが、私が一番
鮮明に覚えているのは「国民儀礼」です。一九四二年（昭和
一七）一二月一〇日づけで教団本部から全教会に「国民儀礼実
施の件」という文書が送付されました（注1）。礼拝前に国民
儀礼を実施せよという通達でした。国民儀礼というのは、
一九三七年に政府が決定したもので、日本国民はすべての集会
の最初に天皇を礼拝し（具体的には、皇居の方向に向かって最
敬礼をする）、日本軍の勝利を祈願することを義務づけたもの
です。そのために、大勢の人が集まる場所には、方向を間違え
ないようにと、皇居の方向に「東京」という張り札が貼られて
いました。最初は、必ずしも強制的なものではなかったのです
が、しだいに統制が強化されて、ついに教団も全教会での実施

總發第九六號

昭和十七年十二月十日

日本基督教團

總務局長 鈴木浩二

國民儀禮實施ノ件

近來教會ニ於テ禮拜前ニ國民儀禮ヲ實行シツ、アル處次第ニ増加シツ
ツアルハ洵ニ喜バシキ事ニ有之候 就テハ今回所屬全教會ニ於テ之ヲ實
行シ、以テ行フ處行ハザル處アルノ不統一ヲ避ケ度ク存ジ候 申スマデ
モナク皇國民トシテ 大御稜威ノ下ニ生キルコトハ我等ノ感謝感激ニテ
有之、我等ノ教團統理者ガ賜謁ノ光榮ニ浴シタル此ノ機會ニ、一同感激
ノ誠意ヲ披瀝シ之ガ全國的實施ヲ決意致度ク茲ニ御通知申上候

注1

を要請せざるを得なくなったのです。

いつから始まったのかは正確に覚えていませんが、礼拝の最初に父が立ち上がって「最初に皇居遙拝を行います」（と言ったと思います）と言うと、出席者全員が東京の方向に向かって「最敬礼」という父の号令に従って一斉に頭を下げました。最敬礼というのは、お辞儀をするときに手の指先が膝株の下までとどくように上半身を深く曲げるお辞儀のことです。神さまを拝む前に天皇を拝ませたのです。天皇は神とされていました。もちろん、キリスト教としては拝んではならないものでした。しかし、特高（特別高等警察）が監視に来ていましたから、拝まなければ礼拝は中止、教会は解散させられてしまいます。すべての教会に特高の監視がついたわけではないのですが、私の父は、生まれたばかりの日本基督教団の東北教区長をしていたからでしょう、時折、特高が礼拝の監視に来ていました。普通の警察は犯罪を取り締まるのですが、特別高等警察は「思想」を取り締まるのが任務でした。戦争反対とか天皇に対する批判的思想を取り締まったのです「思想犯」という言葉がありました「思想」が犯罪だった時代でした。

牧師たちには「教師錬成会」というものが強制されて、合宿して軍から派遣された講師による「国体の本義」とか「大東亜戦争の本義及び大東亜共栄圏建設論」とか「日本精神史」などの講義が行われ、さらに近くの川で「みそぎ」もさせられました。教団議長は伊勢神宮に参拝し「大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書簡」などという、今読めば顔から火が出るような恥ずかしい文書もありました。『興亜讚美歌』が編集されて「大東亜共栄圏の歌」が「賛美歌」として掲げられました（注2）。

一番悲しいのは、教団の中のホーリネス系教会が弾圧された時に、教団がこれを見捨てたことと、朝鮮の教会に神社参拝を

強制するために教団の代表が説得を行ったことです。

私の教会は教会堂を軍隊に没収されて軍隊の倉庫か何かに使われていました。礼拝は会堂裏の和室で行われていました。あらゆる金属は、鉄瓶から門扉から火鉢の五徳に至るまで、すべて戦争用に献納させられ、教会には戦闘機献納献金の割り当てが来て、すべての教会が競争するように献金をしていました。婦人会は傷病兵の慰問に軍の病院に駆り出され、必勝祈願祈祷会、必勝祈願礼拝が繰り返し行われました（注3）。

(3) 仙台東三番丁教会の記録

キリスト者の対応はいくつかに分かれました。ほんの少数のキリスト者だけが、信仰を貫いて「抵抗」の道を選びました。天皇を神とすることを拒んで刑務所に入ったキリスト者は数えるほどしかいません。それでも、バールに膝を屈しなかった人が少しでもいたことに、私は心からの敬意と感謝の思いを表明したいと思います。

私の父と教会の取った道はそうではありませんでした。それは「屈従」の道でした。日曜日ごとに皇居遙拝をし、必勝祈祷会を守り、戦闘機献納献金にはげみました。父の残した「教会日誌」には繰り返し「必勝の信念」というようなスローガンが教会の標語として掲げられています（注4）。もちろん、私に父を非難する資格はありませんし、そのつもりもありません。あのような時代に、強権的なファシズム政府の圧力に対して屈服しないで信念を通すことのできる人は、よほどの強い人だけです。私のような弱い人間は、すぐに屈服してしまうのだらうと思います。ですから、父の弱さを非難することは私にはできません。ただ、だからこそ、言える時に言わなければならないのだと思うのです。そのような時代が来てしまったら、言いたくてもいえないかも知れません。だからこそ、そのような時代

飛行機献金報告書

全四十貳百参拾参圓七拾四銭也

(官機支取金)

升全百参拾参圓也(教會より直接本部送金)

以譯

全四十百。四圓七拾四銭也

教團戦時報國會送金(現金及債券)

全百貳拾九圓也

債券引換料金及差金費用

合計全四十貳百参拾参圓七拾四銭也

各教會献金卒

仙臺聖母小教會	六三三.〇〇	約石教會	一五〇.〇〇
仙臺本町教會	五七〇.〇〇	聖堂本教會	一四〇.〇〇
五ヶ根教會	五二八.〇〇	塩釜教會	一〇〇.〇〇
北青面十教會	四〇六.四〇	中新井傳道所	一〇〇.〇〇
北光禪堂通教會	二五〇.〇〇	石巻本所教會	一〇〇.〇〇
北光三香丁教會	二二三.〇〇	活水會	五〇.〇〇
凌泉教會	一六三.〇〇	債利利息	八〇.〇〇
外記下教會	一六〇.〇〇	仙臺網南臺學校	四〇.〇〇
東三香丁教會	一三〇.〇〇	仙臺宮城聖堂學校	三〇.〇〇
大若	七五.〇〇	合計全	四一三三.七四
大河原教會	六五.〇〇	直接本部送金	
佐沼教會	七〇.〇〇	仙臺聖母教會	五〇.〇〇
佐三十八教會	五〇.〇〇	原成山教會	六五.〇〇
古川教會	四七.〇〇	岩理教會	六〇.〇〇
塩釜東教會	二五.〇〇	計	一三三.〇〇
仙臺長町教會	七〇.〇〇		

注3

昭十七年

標語

必勝の信

口で書ハミセ

目標

團體の充實と家庭の集會

歳歌

せんびかこ八二

昭十七年(十二)

注4

が二度と来ないように、今、全力をつくして努力しなければならないのだと思うのです。

しかし、他方では、このような父の歩みをたどるうちに、私の中に、言いようのない大きな疑問が生まれて来るのをおさえることができませんでした。それは、このような父の歩みは、本当に「屈従」だったのだろうか、ということです。「天皇は本当は神ではない。しかし、弾圧が恐ろしいので、心ならずも膝を曲げる」ということではなかったのではないかという疑問です。むしろ本心から天皇を崇敬し、本心から天皇中心の国家体制を誇りに思っていたのではないかという疑問です。もちろん、私は父の信仰心を疑ったことはありません。明治生まれの典型的なピューリタンでした。ひたすら聖書を読み、熱烈に祈り、禁酒禁煙、貧困に耐えて伝道に励む信仰者でした。しかし、その父にとって、同時に「皇居遙拝」も「君が代斉唱」も「万歳三唱」も、決して「心ならずも」強制されてやむを得ず行っているのではなく「心から」進んで行っていたことなのではないかという疑問です。これは「屈従」ではなく「自発的信従」だったのではないのでしょうか。

2. 「戦後」の教会

(1) 「令達第十四号」

この疑問に決定的な答えを示したのが、戦後最初の教団から各個教会あての通知文書です「令達第一四号」という文書です(注5)。本当なら、この文書は「ついに戦争が終わりました。昨日まで、私たちは天皇を神として崇めてきました。弾圧が恐ろしくて、本当のことが言えなかったのです。ようやく自由にもが言えることになりました。昨日までのことは間違いでし

全連第廿四號

昭和三年八月五日

東京監督會
教團統理者 富田 滿

各教會主教會長
各教會主信者 各位

- 聖斷下日良之聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 字之日本教團統理者之徒以此際聖靈之靈也此
 靈之念之信仰之總之將來之國其靈也此
 我身之念之聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 神之基礎建設之靈也此將來之國其靈也此
 將來之國其靈也此將來之國其靈也此
 此萬全也此
- 一 承認必讀 之除也 本念 聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 - 二 傳道方針 時局 深望 予之 聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 - 三 教會 聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 - 四 信徒 聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 - 五 基督 聖靈之流發上而予我國民之靈也此
 - 六 教會 聖靈之流發上而予我國民之靈也此

注5

た。どうぞお許し下さい。指導部は責任をとって辞任します」という文書であるべきでした。もしそうだったらどんなに良かったかと思います。ところが実際は違いました。「聖断一度下る・・・承諾必謹・・・大詔を奉戴し・・・皇国再建の活路を開くべし」という文書だったのです。戦争が終わったのに、まだ天皇は「聖」なる存在で、天皇の言葉を謹んで守って「天皇の国」の再建に努力しましょうと言うのです。つまり、天皇を神として崇めたのは、殺されるのが怖くて、やむをえず、心ならずも崇めるふりをしていただけではなくて、本心からだったのです。戦争が終わっても、それが間違いだということに気づいていませんでした。

(2) 第三回臨時教団総会

敗戦の翌年に開かれた第三回臨時教団総会の記録を見てもそのことは明らかです（注6）。この総会で「全国基督教大会」の開催が決定されて、その大会の宣言文が起草されました。その冒頭には「我等ハ平和ノ福音ヲ信奉スル基督者トシテ灰燼ニ帰シタル帝都ニ立チ今更ノ如ク自己ノ使命ニ対スル不信ト怠慢トノ罪ヲ痛感シ神ト人トノ前ニ深甚ナル懺悔ヲ表明スル者ナリ」とあります。しかし、実際には、戦時中の指導部に対する責任追及は一切ありませんでしたし、新しく選出された三役も常議員たちも、すべて戦時中の教団指導者たちでした。治安維持法によって弾圧された旧六部・九部の教師たちに教団が辞職を勧告したことも「当時已ムヲ得ザル」事情であったということで片付けられました。米軍占領下にあって切り離された沖縄から代議員が送られてきていないことについても、記録には一切触れられていません。何よりも「天皇を神として拜んだ」ことの重大性の認識はどこにも見られません。私の父もこの総会の代議員の一人でした。

(3) なしくずし「民主化」

戦時中の天皇礼拝は「神のみを神とせよ」という第一戒に違反する罪だったのではないかという問題は、ついに教団において戦後一度も公式に議論されることのないまま、隠されるかあるいは放置されてしまいました。大部分のキリスト者はずると方向転換して、明確な総括も悔い改めもないまま、本来の唯一神信仰に立ち返っていきました。天皇は神ではない、戦争は間違いだったということが、いつの間にか当然のこととされ、それならかつて天皇を神として拝みひれ伏した責任、全面的に戦争に協力した責任はどうなるのかということは、だれも触れようとしないうまま隠されてしまいました。

ようやく一九六七年になって、当時の鈴木正久教団議長の名前で公表された、いわゆる「戦争責任告白」は戦争に協力した責任について明確にした貴重なものです。しかし、そこでは戦争に協力したことの責任が告白されているだけで「神でないものを神とした」罪については一言もふれられていません。これが一番大切な問題だったはずですが。

(4) 戦後責任

戦時下に戦争に協力したこと、あるいは天皇に屈服したことは誤りだったと私は思いますが、しかし、すでに述べたように、屈服した人たちを責めることはしたくないと私は思っています。人間は弱い者です。脅迫に屈することはあり得ることです。責めることができるのは、屈服しなかった人だけです。大切なのは、責めるのではなくて、それが誤りだったと認めること、そして、なぜ屈服したのかを明らかにすることです。そうでなければ、また同じ誤りを繰り返すことになります。特に、それが「自発的服従」だった場合には問題は深刻です。

そういう意味で、戦争責任は重要な問題ですが、それと同時

に戦後責任も同じように重要な問題だと思います。戦時下の誤りについて総括しなかった責任です。「屈服」であったのなら、それは「弱さ」の問題ですから、事情は明らかです。しかし「自発的服従」であったとすれば、問題は複雑です。私の父のように、熱烈な信仰者であって同時に天皇崇拝者であることが、どのようにして可能だったのか、あるいは「戦責告白」に反対した人々のように、大切なのは福音が正しく宣教され、聖礼典が正しく執行されることであって、戦時下の教会もその点では少しも間違っていなかったとする場合には、そのような福音の「正しい」宣教と天皇礼拝がなぜ両立できたのかを明らかにすることが必要です。

私の父も、内面的には悩んだこともあったのかも知れませんが、公的には、ついに一度も戦時下の天皇崇拝について反省の言葉も自己批判の言葉も述べたことはありません。いつの間にか、最初から民主主義者であったようなことになってしまいました。

3. 良心的主体の形成と歴史総括

(1) 「義認と聖化」の問題

伝統的な神学用語で言えば、おそらく「義認と聖化」の問題なのでしょう。信仰によって義とされた人間が現実の生活の中でどのように聖化への道を歩むのかという問題です。しかし、信仰によって義とされた人間が、天皇を礼拝することができた、しかも、そこに矛盾を感じずにできた、ということはどういうことなのでしょう。矛盾は感じていた、心ならずも弾圧に屈服したのだ、というのなら分かります。そういう人もいたでしょう。しかし、私は、多くのキリスト者はそうではなかったと思っ

ています。私の父を見ても、「令達第一四号」を見ても、あれは「自発的服従」であったとしか思えません。「屈服」だったというのは、後からの言い訳であって、本当は「神と天皇」と「二人の主」に仕えた、それも矛盾を感じずに仕えたのではなかったかと思われてならないのです。

それは、信仰によって義とされた「人間」の中に、あるいはそれと別に、まだ天皇を崇拜する「人間」が残されていたということではないでしょうか。つまり、信仰によって義とされたのは、全面的人間ではなかったのではないかという問題です。信仰は人間の根本的本質にかかわる一次的な問題であって、歴史や社会はその都度の具体的な、つまり偶発的な課題についての二次的な問題だという考えがキリスト教の中には根強くあります。旧約聖書の預言者たちはそのようには考えませんでした。現実の歴史と社会の中で神に従って生きることが問題であって、そのような現実の中で神に従わないことが罪とされたのです。

(2) 良心的主体の形成

神の前に立つ人間と歴史的・社会的存在としての人間を、いわば二元論的に、別な次元の問題として把握するところに問題があったのではないのでしょうか。歴史と社会の中であって神の前に立たされているのが、現実の私たち人間の姿ではないかと思います。その具体的な場で神の声に応答するのが「良心」であって、福音によって義とされるということは、まさにそのような良心的主体として、神の声にこたえない人間が、恵みによって神の声にこたえる人間へと生まれ変わる、つまり良心的主体としての人間が形成されるということなのではないのでしょうか。歴史的・社会的存在としての人間は別にして、歴史も社会も超えた永遠の人間の本質だけを「義認」の対象としたところに、

あのような天皇への自発的信従の道が開かれたのではないか、というのが私の考えです。

現在の教団の状況を考えて、この問題は、今も、十分に検討しなければならない問題であると私には思われます。(以上)

- (1) 「国民儀礼実施の件」(『日本基督教団資料集』第二巻, 241頁, 1998教団出版局)
- (2) 「興亜讃美歌」(『興亜讃美歌』1943 讃美歌委員会)
- (3) 「飛行機献金報告書」
- (4) 「教会日誌」
- (5) 「令達第一四号」(『日本基督教団資料集』第三巻, 36-37頁)
- (6) 「日本基督教団臨時総会議事録」(『日本基礎基督教団資料集資料集』第三巻, 74～84頁)